

宅配天然水サービス利用規約

本規約は、宅配天然水サービス契約書に従い株式会社アダストサービス（以下、「弊社」といいます。）が主宰し運営する「宅配天然水サービス」（以下、「本会」といいます。）に加入したお客様（以下、「本会員」といいます。）に適用されます。

第1章 目的

第1条（目的）

本会は「宅配天然水サービス」と称し、会員組織として運営されています。本会員は、ナチュラルミネラルウォーター（長野県松川町の水源より採水されたミネラルが自然に溶け込んだ地下水に独自の高度ろ過処理を行った天然水）の宅配サービスを受けるために、本会に入会します。ナチュラルミネラルウォーターを保存、使用するために用いる、容器をボトル、冷却・加熱機能つき給水機をウォーターサーバーと言い、ナチュラルミネラルウォーター、ボトル、ウォーターサーバー及びそれらの関連商品を総称して「本件商品」といいます。本件商品は、弊社又は取次代理店（以下、「取扱店」といいます。）から、宅配形式で本会員に供給されます。

第2条（入会）

本会員は、本会員が弊社又は取扱店に対して加入を申し込み、弊社が承諾したとき（宅配天然水サービス入会契約成立時）に本会に入会し、入会の時点で本規約の内容を承諾したものとみなされます。

第3条（本会員の地位）

本会員は、本規約を遵守することを条件として、本件商品の宅配サービスを利用することができます。本会員は、本会員たる地位を第三者に譲渡、賃貸してはならず、担保に供してはなりません。

第4条（届出事項の変更）

弊社又は取扱店に届出た本会員の氏名・住所等に変更が生じた場合、本会員は、弊社又は取扱店宛に対して、遅滞なく変更事項を届出するものとします。本会員が前項の届出を怠ったために取扱店からの通知、送付書類その他の送付物が延着又は不着となった場合には、それらの通知・送付書類等は、通常到着すべき時に本会員に到着したものとみなします。但し、本会員が届出を行わなかったことについてやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

第5条（規約の変更、承認）

弊社又は取扱店は、いつでも、本規約を変更することができます。弊社又は取扱店から本会員に対して本規約変更の通知が送達された後、本会員が何ら異議なく通常通り本件商品の宅配サービスを利用したときは、本会員は、変更事項を承認したものとみなされます。

第2章 利用料金

第6条（利用料金及びその支払い）

本件商品の利用料金は以下の通りとします。
①定期お届けコース：サーバーレンタル料は無料。ナチュラルミネラルウォーター（12リットル）代金1本：金1,260円（税込）×1本を毎月指定日にお届けします。追加ボトルについては、1本：金1,260円（税込）にて2本単位でお届けします。
②スタンダードコース：サーバーレンタル料1台に付き1ヶ月：金1,050円（税込）。ナチュラルミネラルウォーター（12リットル）代金1本：金1,260円（税込）※ご注文は2本単位となります。
③①又は②いずれのコースを選択いただいても、サーバーメンテナンス料（年1回）1台：金5,250円（税込）が必要になります。
弊社又は取扱店は、本会員に供給した前項の利用料金を毎月末日で締め請求書を送付します。本会員は、弊社又は取扱店に対して、請求書記載の料金を翌末日までに、契約書で選択した支払方法にて支払うものとします。一度払い込まれた料金は、理由の如何を問わず本会員に払い戻されることはありません。本会員が第1項の利用料金を支払わなかった場合、本会員は、支払期日の翌日から年利14.6%の遅延損害金を支払う義務を負います。本会員が第1項の利用料金を2ヶ月以上支払わなかった場合、本件商品の宅配サービスは中止されます。

第3章 商品の発注、ボトルの配達及び回収

第7条（発注・問い合わせ）

本会員は、弊社又は取扱店に対して、電話又はFAXにより、本件商品の発注を行うものとします。電話による注文の受け付けは平日午前9時から午後5時までとします。但し、午後3時以降の受付は翌営業日の受注扱いとなります。FAXによる注文は24時間受け付けます。但し、午後3時以降の受付は翌営業日の受注扱いとなります。本会員は、コンピューターサーバーの修理・交換、又はサービスの内容により、本件商品の受付日が遅延する可能性があることを了解します。弊社又は取扱店に対する電話によるお問い合わせは、平日前9時から午後5時までとします。FAXによるお問い合わせは24時間受け付けますが、ご質問に対する回答は翌営業日以降になる場合があることを了承します。

第8条（ボトルの配達・廃棄・返品）

本件商品の配達は、弊社又は取扱店の指定日に行います（土曜・日曜及び祝日を除く）。本会員は、配達希望日の4営業日前までに第7条の方法により発注するものとします。なお、本会員は、配達時間を指定することができません。ボトルの配達は1回につき2本単位とします。弊社又は取扱店が指定した日以外の日の配達、配達区域外の配達、再配達については別途配達料金が必要となります。本件商品の空ボトルの廃棄は、ペットボトルのリサイクルゴミ（PET製容器）として廃棄することができます。各自自治体等の指定された場所へ廃棄してください。取扱店による回収は行いません。ボトルの返品は商品の瑕疵がない限り受けかねます。

第9条（数量制限）

交通事情又は製品需要の一時的かつ急激な増大等により、ご希望の商品の全部又は一部を約定日にお届けできない場合があります。

第10条（ウォーターサーバーのメンテナンス）

ウォーターサーバーのメンテナンスは年に一回行われます。本会員は、当該メンテナンスを拒むことはできません。

第11条（禁止事項）

本会員は、以下の行為をすることはできません。

- ①空ボトルに異物を注入したり、他の用途での使用。
- ②本件商品を使用した際の営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用行為。
- ③弊社の著作権、ノウハウその他の知的財産権を侵害する行為及びその恐れのある行為。
- ④前3号の他、他の本会員、第三者もしくは弊社の権利を侵害する行為及びその恐れのある行為。

第4章 権利の帰属

第12条（権利の帰属）

「本件商品」の商標その他の標章、並びに「本件商品」を構成する全ての技術情報、ノウハウその他の知的財産権及びウォーターサーバーの所有権は、弊社に帰属します。

第5章 雑則

第13条（損害賠償）

本会員が以下の行為をしたことにより損害を被った場合、弊社又は取扱店は、一切責任を負わないものとします。

- ①空ボトルへの異物混入。
 - ②ウォーターサーバーへの他社製品の接続。
 - ③前2号の他、本規約その他ご利用案内に定めた以外の方法による本件商品の使用。
- 本会員が故意又は過失によりウォーターサーバーを破損又は紛失した場合、本会員は、修理代、当該ウォーターサーバーの代金相当額その他の損害を弊社又は取扱店に対して賠償するものとします。以下の各号に定める事由によって本会員又は第三者が損害を被った場合、弊社又は取扱店は、一切の責任を負わないものとします。
- ①停電及びこれに起因する一切の事由。
 - ②所定のサーバーメンテナンスを行わなかったことに起因する一切の事由。

第14条（免責）

弊社又は取扱店が、次の各号のいずれかの事情によりボトルの配送・その他の債務を履行出来なかったときは、弊社及び取扱店はその責を免れます。

- ①天災・地変等の災害を被ったとき。
 - ②法令の制定、改廃、行政指導のあったとき。
 - ③本会の運営が困難な重大な事由が生じたとき。
 - ④その他前各号と同様の事由が生じたとき。
- 前項の事情が解消される見込みがない場合は、弊社又は取扱店は、本会員との入会契約を将来に向かって解約することができます。

第15条（個人情報の取扱）

弊社及び取扱店は、以下の目的のため本会員（法人本会員の場合は、その組織に帰属する個人）の個人情報を取得し利用することがあります。

- ①弊社又は取扱店の商品・サービス等のお届け、代金の請求も決済或いはお問い合わせへの対応、緊急時のご連絡、又はご契約の維持・管理。
- ②弊社又は取扱店の商品やサービス、各種キャンペーン等のご案内。
- ③弊社又は取扱店の商品やサービスのマーケティング、販売促進。
- ④弊社又は取扱店の商品やサービスに関するお問い合わせに対する対応。

弊社及び取扱店は、本会員の個人情報等、法律及び各種ガイドラインに従って適正に管理します。弊社又は取扱店が取得した本会員の個人情報は弊社に開示され、利用されることがあります。

第16条（契約期間）

入会契約の有効期間は、本会入会契約成立日から1年間とします。期間満了1ヶ月前までに、本会員、取扱店、弊社から何ら異議が出されない場合、入会契約はさらに1年間更新され、その後も同様とします。本会員が入会（サーバー設置日）から6ヶ月（180日）を経過しない間に本会を退会した場合は退会手数料として金3,150円（税込）をお支払いいただきます。本会員が退会しようとする時は、退会しようとする1ヶ月前迄に、弊社又は取扱店に対して、書面をもって通知するものとします。本会員は、入会契約の有効期間中に生じた弊社又は取扱店に対する本会員の債務につき、本契約終了後もその履行の責任を負うものとします。

第17条（解除）

本会員が次のいずれかの事由に該当した場合は、その他取扱店において本会員として不適格と認めた場合、弊社又は取扱店は、何らの通知・催告等をせずに入会契約を解約することができるものとします。

- ①本会員が本申込に際し、氏名、住所等、本会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合。
- ②本会員が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、関係者、その他の反社会的勢力（以下暴力団等）である場合、もしくは暴力団等であった場合、又はことさら自身が暴力団などである旨を伝え、もしくは関係団体・関係者が暴力団等である旨を伝える等した場合。
- ③本会員が販売した本件商品を、弊社から借り受けたウォーターサーバーを用いずに使用した場合、又は弊社が本会員に販売したものではない第三者の商品を弊社から借り受けたウォーターサーバーを用いて使用した場合等、弊社の定める用法と異なる用法で使用した場合。
- ④本会員の都合によりウォーターサーバーメンテナンスが行えなかった場合。
- ⑤本会員が第6条所定の利用代金その他取扱店に対する債務の履行を怠った場合。
- ⑥本会員の信用状態が悪化したとき。
- ⑦本会員が弊社及び取扱店の名誉を毀損し、その他の権利を害した場合。
- ⑧本会員が他の本会員の権利を侵害するおそれのある行為をした場合。
- ⑨本会員自ら又は第三者を利用して、弊社及び取扱店に対して、詐術、暴力的行為もしくは脅迫的言辞を用いるなどした場合。
- ⑩仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納、その他滞納処分を受け又はこれからの申立、処分、通知を受くべき事由を生じた場合。
- ⑪支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続き及び民事再生手続等の倒産処理手続き（本会規約締結後に改定若しくは制定されたものを含む）の申立原因を生じ、又はこれらの申立を受け若しくは自らこれらの申立をした場合。
- ⑫本会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本約款の重大な違反となるとき。前項各号に該当した場合、本会員は、本約款に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

第18条（返還）

入会契約が期間満了、解約等により終了した時は、本会員はウォーターサーバー等を弊社又は取扱店に返還するものとします。

第19条（専属的管轄）

弊社が主宰し運営する「宅配天然水サービス」に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。